

2010年10月1日

指定紛争解決機関についてのお知らせ

当社は、一般社団法人保険オンブズマンとの間で手続実施基本契約を締結しております。
詳しくは下記内容をご覧ください。

当社の契約する指定紛争解決機関

当社は、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、解決の申立てを行うことができます。詳細は下記ホームページをご覧ください。

保険オンブズマン 電話:03-5425-7963
(受付時間 土日、休日、年末年始等を除く 午前9時～12時、午後1時～5時)
ホームページ: www.hoken-ombs.or.jp/

「保険オンブズマン」について

一般社団法人保険オンブズマンは、保険の事業者に関する苦情や、お客様と保険の事業者の間のトラブルを、公正・中立、簡易・迅速に解決することを目的に設立された専門機関です。

法律の規定に基づき、受け付けた苦情について事業者に解決を依頼するなど、適正な解決に努めるとともに、当事者間でトラブルを解決できない場合には、消費者相談や法律の専門家などが紛争解決手続を実施します。

保険オンブズマンが取り扱う苦情やトラブルの範囲は、保険オンブズマンと契約を締結した事業者の業務に関するものに限られます。現在、保険オンブズマンと契約を締結している主な事業者は、外資系損害保険会社と保険仲立人です。

詳細は次をご参照ください。 www.hoken-ombs.or.jp/